

中国の税収

－2015 年度税収状況分析から垣間見える 真実の中国経済及びその将来動向予測について－

June 2016



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2016 年 1 月時点で、世界 77 ヶ国に業務を展開し、17,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

中国の発表する経済統計は信じられないとよく言われる。

しかしながら、一国の税収となった場合には、それぞれの政府部門の支出や地方交付金支出等との結びつきから考えて、具体的状況と異なる数値を提供することは難しい。従って、税収数値はより信頼性の高い情報であるといえる。

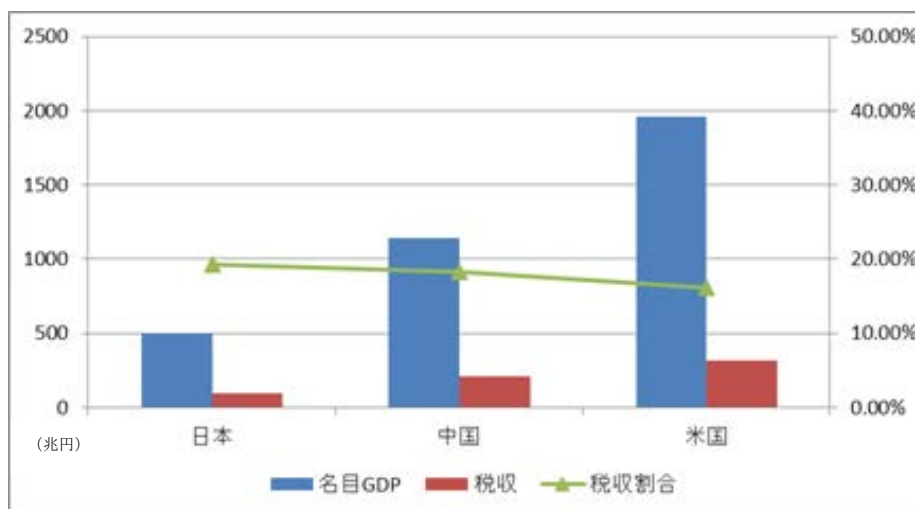
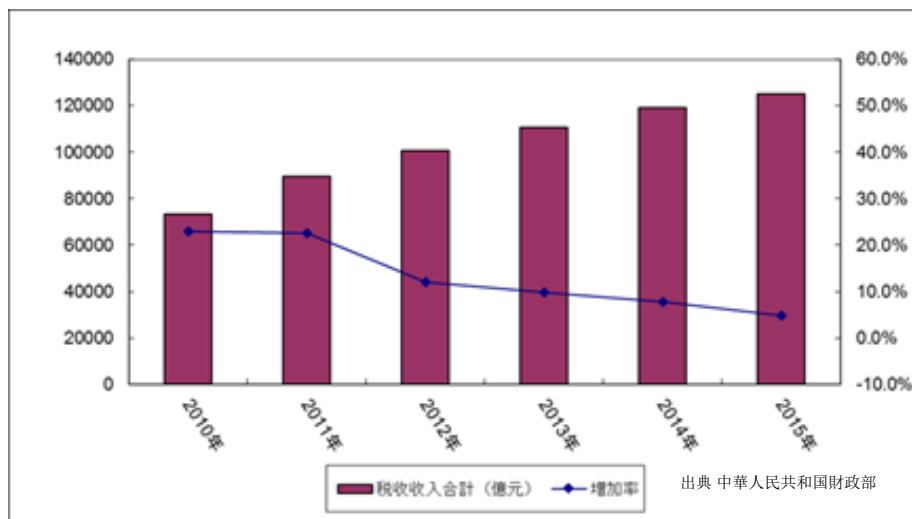
また、税収と経済の間には一定の関係が成り立つ。今回は、税収数値を分析することにより、発表される経済統計では得られない中国経済の真実の姿を把握し、さらに、今後の中国の税制面での動きについて予測してみたい。

概要

2015年の中国税収は、約12兆5千億元（約208兆円）となっており、前年比では約4.8%の伸びを示している。

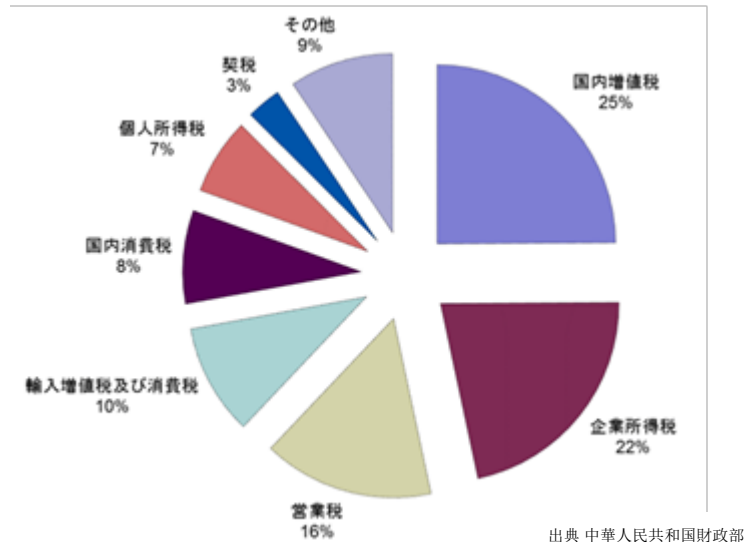
中国の税収は1990年代初頭より、前年比20%前後の水準での伸びを示していたが、2012年に入り伸び率に鈍化傾向が見られるようになった。2014年にはアジアが金融危機を迎えた1998年（10.6%）、リーマンショックが発生した2008年（9.6%）及び2009年（9.8%）の水準を下回る7.8%となり、2015年はさらにその半分程の水準に落ち込んでいる。これは、過去20年来で最も低い伸び率を示している。

しかしながら、単純に税収の伸び率だけで見ることは問題もあり、税収規模を絶対額で見た場合には、既に10年前と比較して約5倍、20年前と比較した場合には約24倍となっている。税収増加分だけでも約5千億元であり、約9兆円すなわち日本の全体税収の8分の1を1年で新たな税収として確保したことになる。日本における2%の消費税率引上げによる税収拡大効果（単純計算では約4兆円）と比較しても、中国の経済規模の拡大状況を実感できる。但し、2014年の税収増加額が日本円ベースで約20兆円（日本全体税収の4分の1）であったことから考えると、税収の伸びは鈍化している。



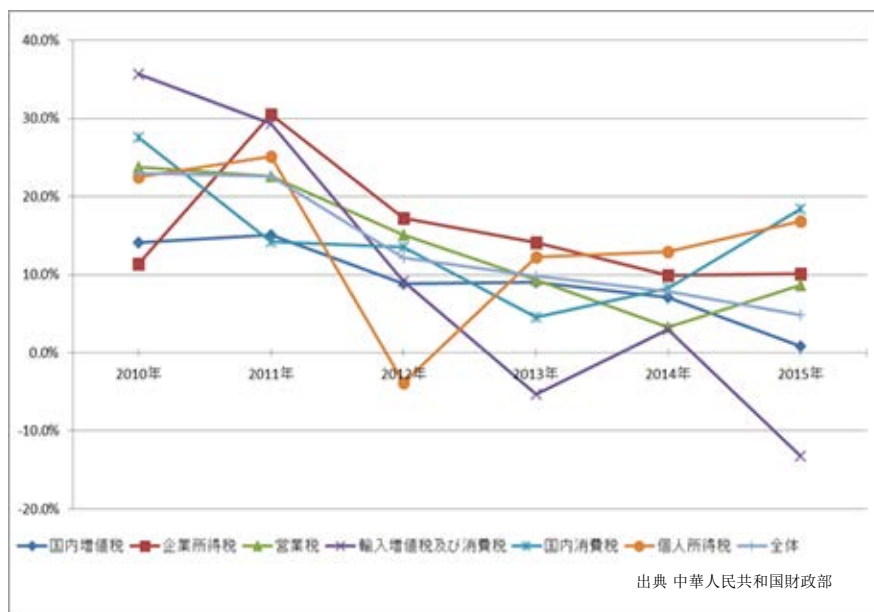
中国における税收構造

中国の税目別税收割合は右図のようになっており、税收の順位には数年来変化はない。近年は国内増値税の割合が減少（2014年26%、2015年25%）し、企業所得税の割合が増加（2014年21%、2015年22%）してきている。



増値税については、既にインボイス方式による厳格な管理に基づく徴税方式が採用されており、徴税管理の強化に伴う税收増加を見込むことは難しく、今後の経済成長に基づく税收増以外にはその可能性は少ない。一方で、企業所得税は、経済規模の拡大に基づく税收増以外に徴収管理の強化による伸びしろも大きく、課税当局としても企業所得税収増加に向けて力を入れていることも背景にあるといえる。

また、2015年の主要税目毎の伸び率については以下のグラフのようになっている。全体としては、2010年以降ほぼ一貫した鈍化傾向が見られる。主要税收項目である国内増値税、企業所得税、営業税においても、その伸び率の鈍化は顕著であり、唯一2014年よりも税收の伸びが増加した営業税は2016年5月以降完全に増値税に統合されるため、今後中国の税收確保を考えるうえでは、所得税の徴収管理強化及び相続・贈与税の導入が議論に挙がってくるであろう。



また、それぞれの税目については、次のようになっている。

①国内増値税

増値税収入は 3 兆 1,109 億円で、対前年比 0.8%の伸びとなっており、増値税収入の税収全体に占める割合は 24.9%となっている。

営業税増値税改革による税収増加部分を控除した場合の対前年比伸び率はマイナス 0.5%となっており、純粋に増値税だけを見た場合は、むしろ税収が減少していることが分かる。

②企業所得税

企業所得税は 2 兆 7,125 億元であり、税収全体に占める割合は 21.7%となっている。対前年比 10.1%の増加として比較的安定した増加率を示しているものの、企業所得税還付の影響を除外した場合の増加率は 4.5%であった。また、その増加分のほぼ全てが金融業における企業所得税の増加分であったことを考え合わせると、今後も同様な安定的伸びを期待することは難しい。

企業所得税を主な産業別に見た場合、金融業 8,572 億元（伸び率 13.9%）、製造業 7,425 億元（伸び率マイナス 5.3%）、不動産業 2,871 億元（伸び率マイナス 3.0%）となっており、金融業以外は減少している。

また、2000 年代の平均的な企業所得税収増加率が 26.2%であったことと比較すると、ここでもその鈍化が読み取れる。

③営業税

営業税は 1 兆 9,313 億元で対前年同期比 8.6%の増加となっており、営業税収入の税収全体に占める割合は 15.5%となっている。

営業税増値税改革による増値税への組入れ分を考慮した場合の伸び率は 9.3%であり、主な産業別に見ると、不動産業 6,104 億元（伸び率 8.5%）、建築業 5,136 億元（伸び率 7.2%）、金融業 3,817 億元（伸び率 19.5%）となっており、金融業の伸びが高く、不動産業の伸びについても回復が見られたことが読み取れる。

営業税税収の根幹を支えてきた不動産建築業及び金融業も、2016 年 5 月より増値税適用項目に含まれることになり、2016 年はその経過措置も含めて税収への一時的な影響が予想される。但し、不動産建築業においては、その多くが個人に対する販売に際して発生する最終的な課税であること、及び、金融業においては一般事業会社に対する利息についての増値税仕入控除は認めないとされていることから、増値税への組入れに伴う構造的な税収減少は大きくないと予想される。

④輸入増値税及び消費税

輸入増値税及び消費税は 1 兆 2,517 億元で対前年比 13.2%の減少となっており、税収全体に占める割合は 10.0%となっている。

輸入増値税及び消費税収入の減少は、高額輸入品にかかわる相対的人民元高による人民元建て輸入価格の低下等の原因によるものである。

⑤国内消費税

国内消費税は 1 兆 542 億元で対前年同期比 18.4%の増加となっており、税収全体に占める割合は 8.4%と拡大（2014 年 7.5%）してきている。

最も主要な内容は巻きタバコ消費税であり、2015 年に適用税率の増加調整が行われている。その他には、酒類、油類、自動車が主な税目適用範囲に含まれている。

⑥個人所得税

個人所得税は 8,618 億元で対前年比 16.8%の増加となっており、税収全体に占める割合は 6.9%と拡大（2014 年 6.2%）してきている。主な収入源は給与所得にかかわる個人所得税であるが、一方で、財産譲渡所得にかかわる税収の伸びも大きい。

主要税目の中で大きな伸びを示しているが、個人所得税収の半分以上を占める給与所得個人所得税については、労働人口の増加がピークに達しており、平均給与の伸びも既に鈍化している状況から、今後はこれまでのような伸びは期待できないといえる。これまで手を付けることができなかった事業所得、財産譲渡所得等についての管理強化が図られることが予想され、当該部分が今後の中国税収の全体の伸びに与える影響が最も大きくなると想像される。

⑦契税（不動産取得税）

契税は 3,899 億円で対前年同期比 2.6%の減少となっており、税収全体に占める割合は 3.1%となっている。商品不動産販売額の伸びの経常的な鈍化に伴い、今後も大きな伸びを期待することは難しいといえる。

⑧関税

関税は 2,555 億円で対前年比 10.2%減となり、税収全体に占める割合は 2.0%となっている。関税収入の減少も、輸入増徴税と同様、輸入総額の減少がその主要な要因といえる。

⑨その他の税目

2015 年においては、土地増徴税は 3,832 億円で、対前年比 2.1%の減少となった。

証券取引印紙税については、前半期の証券市場の活況を受け 2,553 億円となり、対前年比約 2.8 倍の税収成長率となった。2015 年前半までの中国証券市場の活況状態及びその後の急速な低迷が相当な短期間で発生したことが分かる。

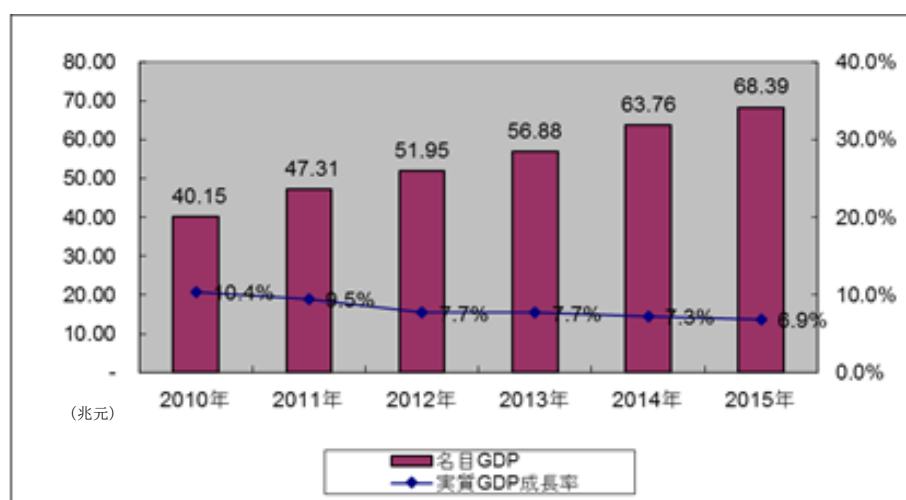
以上のように、一部証券取引印紙税に見られるように大幅な税収増を実現した税目が部分的には存在するものの、歳入のなかで大きな割合を占める国内増徴税や企業所得税、営業税といった税収項目については概ね伸び率が減少し、2015 年は 2014 年に比較してより一層の税収成長の鈍化がみられた。

この意味では、将来的に見て、文化大革命の影響により税収面でマイナス成長となった 1967 年及び 1968 年以来、50 年を経て税収の減少が発生するという可能性も現実のシナリオとして考えられる状況となってきた。

GDP との関連

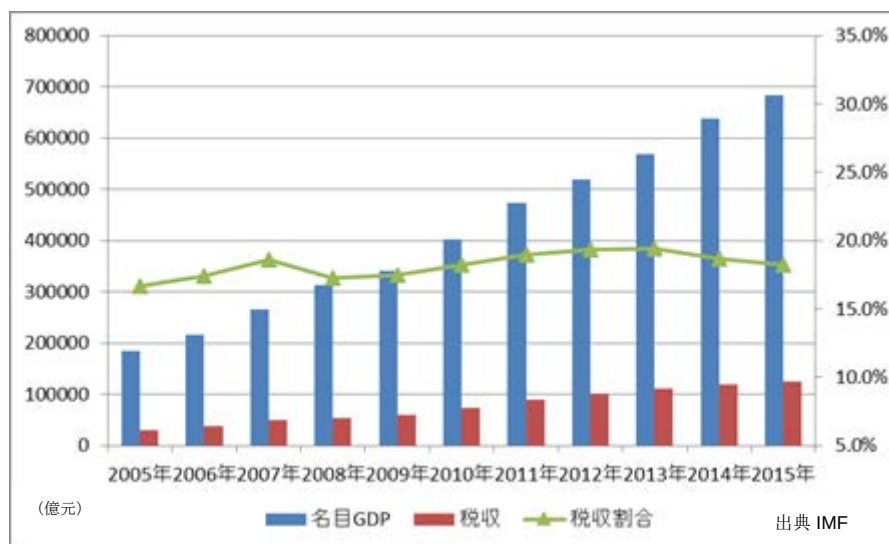
中国経済は近年、GDP の伸びも一貫して 10%を下回り低成長状態にあるが、上に述べた通り、税収についてはさらにその鈍化傾向が顕著なものとなっており、中国経済全体に占める税収割合は減少する方向に転じている。

他方で、教育や社会保障等が大きな割合を占める財政支出は、経済の発展に伴いさらにその伸びが進むことが予想され、今後の財政運営はより一層難しくなると考えられる。



出典 中華人民共和国国家統計局

しかしながら、一方で、名目ベースで既に米国の半分の税収額を有し、かつ、他の先進国と比べて比較的低い対GDP 政府債務比率を有する中国は、今後も国債発行等の融通性ある財政政策の実施が可能であり、急速な財政緊縮政策がとられる可能性は少ない。今後も、機動的な財政政策を維持しつつ、税収確保のための政策を打ち出していくものと予想する



税収拡大に向けて考えられる方策について

【第13次5ヵ年計画】

今後の財政支出を支えるために、中国共産党は第13次5ヵ年計画の中で、税制改正について以下のような財政・課税システムの近代化及び改善方針を示しており、税収拡大に向けた方策の予想にあたって1つの指標となるものと考えられる。

①税目の調整

1994年税制改革後、中国税制の構造は合理化及び簡素化が進められた。税目は1994年当時の24種類から2015年には18種類に減少し、今後もさらに効率的な税制となるよう以下のような税目の調整が図られる。

- ・ 現行の増値税及び営業税について、物品サービス税として統合し、税制の簡素化を行う。
- ・ 社会保険税として社会的費用の徴収機関を税務機関に統合し、行政機関の簡素化を行う。
- ・ 新不動産税として既存の細分化された不動産にかかわる税制の簡素化を行う。
- ・ 環境保護税の導入について、より詳細な検討を行う。
- ・ 相続税導入の必要性について検討を行う。

②取引税目、所得税目、財産税目バランスの調整

2013年を例にとると、中国全体税収約11兆元の内、56.4%が増値税及び営業税等の取引税収入であり、企業所得税、個人所得税等の所得税収入は30.0%、その他の不動産税、都市土地使用税等の財産税収入は9.3%となっている。

これに対して、2012年米国、日本、フランス、ロシア、タイ、エジプト、チリ7ヵ国の全体税収に占める所得税収入はそれぞれ61.7%、46.9%、38.8%、32.5%、41.3%、44.0%、32.9%であり、世界的には所得税収入の占める割合が高いことが見て取れる。

中国においては、所得税収入割合を今後継続して上昇させることにより、よりバランスの取れた税収確保を図ることが考えられる。

③中央税収、地方税収、中央地方共通税収バランスの調整

中央税収及び中央地方共通税収の確保を図りつつ、中央マクロコントロール能力維持を前提とした直接権限の適切な委任の下、各省、自治区、市町村への権限委譲が検討されている。

【直間比率の国際比較】

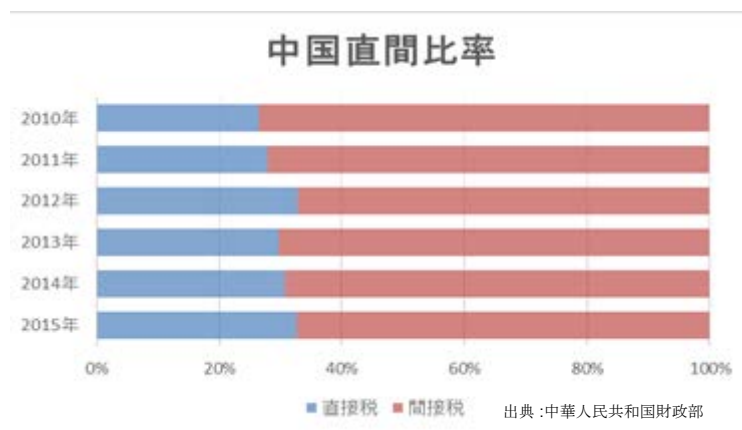
中国は、前述の通り、他国との比較において直間比率（直接税と間接税の比率）が極めて低く、このことは以下の比較表においても読み取ることができる。

直接税は景気変動による影響を受けやすく、高所得者の税負担割合が比較的高く、低所得者の税負担割合が比較的低い税制といわれており、反対に間接税は景気の変動を受けにくく、低所得者層に比較的重い税負担を強いる税制といわれている。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	中国
国税＋ 地方税	70:30	77:23	57:43	52:48	54:46	33:67

出典：財務省 HP 直間比率の国際比較、中国については中国財政部税収増加構造分析より作成

このように、中国は特徴的な税収構造を有している。多くの世界諸国が安定した財政収入を目標として直間比率を下げようとしている中で、中国だけは直間比率の上昇を目指しており、この傾向は右図の直間比率の推移にも表れている。



増値税収の拡大の可能性

中国の増値税は、一国の間接税としては世界最大規模の税収を誇り、その意味においても極めて精度の高い完成された税制である。但し、既に厳格な管理制度のもとで運用されており、課税強化によるさらなる税収拡大は難しいといえる。また、間接税として景気の変動を受けにくいものの、同時に、経済成長率を上回るような大きな税収規模拡大を見込むことはできない。従って、経済成長の鈍化が予想される状況において増値税収が増加するとの予想は難しい。

残る可能性としては税率の引上げが考えられるが、間接税は低所得者層により高い税負担を求めるため、貧富の差が大きいといわれる中国の現状で 17%以上の税率の採用は難しいと考えられる。

従って、増値税については、経済規模の拡大に合わせた緩やかな自然増加を見込む以外には、税収増を図る方策はないものとする。

今後、中国の内需拡大によって消費が大幅に拡大した場合、とりわけ増値税収入が大幅に増加する可能性も考えられる。一方で、国際競争の激化により、従前は生産型消費税として輸出製品（及びサービス）にも課税してきた増値税について、他国に見られるような形で国境調整税としての海外免税政策を導入していかざるを得ないと予想され、結果的に増値税収入の大幅な増加を見込むことは難しいものといえる。

不動産または証券関連税収の拡大の可能性

2013年の不動産市況の活況、2104年から2015年前半迄の証券市場の活況は、企業所得税、営業税、個人所得税、土地増値税、契税、房産税（不動産税）、印紙税等の幅広い税収に影響を与えた。さらに、税収以外の土地使用権譲渡による地方財政収入並びに幅広い裾野産業への影響を考慮に入れた場合、不動産市況の活性化は最も効率の良い税収拡大政策である。しかしながら、活況の後にくる市況悪化に伴う国内外への影響をみても、今までのような形で自国のためだけに当該政策をとることは極めて難しいものと考えられる。

2015年における不動産関連税収（契税、都市土地使用税、土地増値税、耕地専用税合計）は1兆1,970億円で全体収入の約10%を占めるほどになっており、課税ベースとしては十分なものであるといえるが、税率の引き上げは不動産市況への悪影響を意味することから、このようなトレードオフ関係の中で大幅な拡大を見込むことは難しいものといえる。

相続税導入に向けて

相続税単体で見た場合、日本における相続税収の割合が税収全体の1.8%（平成27年度予算ベース）であることから考えても、税収拡大としての影響はほぼないものといえる。

しかしながら、既に中国社会に広がっているといわれる貧富の差を前提として、今後予想される低成長時代に低所得者層の不満が高まっていくことを考えた場合、所得の再分配機能を有する相続税を導入し、一部の層が資産価値の上昇によって得た富に対して課税機会を担保することは、社会的安定の観点からも重要となることは間違いなく考えられる。

所得税収の拡大の可能性

所得税については、今後も予想される中国経済の成長継続に合わせて、引き続き成長が見込まれる。また、現状において十分な徴税が実施されているとはいえず、今後課税強化がなされる可能性がある。但し、中国の現状から考えて、課税強化にかかるコストと得られる効果の観点から、外商投資企業に対する課税強化及び給与所得受領者にかかわる課税強化以外の抜本的強化策の採用は難しいと考えられる。

しかしながら、これらは税収拡大への重要な解決策を示す以外にも、課税の公平性、課税の所得再分配効果等、社会の安定性確保の観点からも、重要な施策となり得るものである。

税収拡大の最も有効な手段としては、現在課税所得として把握されていない、いわゆるシャドーエコノミーにおける所得についても公のもとに把握し課税所得とすることが挙げられる。これは、課税の公平性、課税の所得再分配効果の確保の観点とも併せて、重要な解決策を示すものである。この場合一番の問題となるのは、課税行為を網羅的に把握することにかかわる行政コストである。しかし、1994年にIT技術を駆使して全国の課税当局をネットワークで網羅し厳格なインボイス方式による増値税を導入した時のように、銀行預金だけでなく、アリペイ、Wechatマネー等による電子決済化の義務付けによって資金収支の網羅的把握に基づく課税の導入が行われれば、全く可能性がない訳ではないと想像する。

また、今後の税収確保に真剣に取り組む場合、個人所得税項目に重点が置かれることは必然と考えられ、現状の反腐敗キャンペーンや海外への資産移転にかかわる管理強化についても、大きな意味では個人所得税徴収管理強化に向けた伏線とも考えられる。

総括

現在、中国においては、とりわけ所得者層間における税負担公平化の観点から、直接税の重視を掲げており、今後は企業所得税、個人所得税等の管理強化が実施されていくことが予想される。但し、これらの管理強化だけで今後の税収増を担保することは極めて難しい。

これらについては、近年の反腐敗キャンペーンの成功に見られるように、従前は社会的体制から見て実施不可能と考えられていた、中国の富の多くを形成する民営企業経営者、政府部門幹部等に対する課税の管理強化、及び相続税の導入等の施策についても、聖域のない改革として議論される時期が近づきつつあるのではないかと考える。

以上

この記事はみずほ銀行のMIZUHO CHINA MONTHLY2016年6月号からの転載記事となります。

(<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/index.html>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

佐藤 尚吾 Sato Shogo

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. shogo.sato@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn